

伊予市スポーツ推進委員被服等貸与規則

平成 28 年 3 月 16 日教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊予市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に対する制服及び制帽（以下「被服等」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(貸与品)

第 2 条 委員に貸与する被服等の品名、数量および貸与期間は、別表のとおりとし台帳によって管理する。ただし、やむを得ない事由があるときは、貸与期間を短縮することができる。

(保管)

第 3 条 委員は、善良な管理者としての注意をもって被服等を使用し、保管しなければならない。

(返納)

第 4 条 被服等は委員の職を離れたときは、これを返納しなければならない。ただし、特に返納の必要がないと教育長が認めたときは、この限りでない。

(再貸与)

第 5 条 被服等を亡失し、又はき損して使用できなくなったときは、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

2 前項の届け出を受け教育長がやむを得ないと認めたときは、代品を貸与することができる。

(弁償)

第 6 条 公務又は不可抗力によるものを除くほか、本人の重大な過失又は怠慢等により被服等を亡失し、若しくはき損したときは、その実費を弁償しなければならない。

2 前項の実費弁償の額は、教育長が査定し、本人にその金額の納付を命ずる

ものとする。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成28年3月16日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年4月19日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

品名	数量	貸与期間
制服 (夏用)	1 着	24 月
制帽	1 個	24 月